

令和5年5月8日

弓削商船高等専門学校 新型コロナウイルス感染症対策について

はじめに

このたび、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を踏まえ、本校における今後の感染症対策は文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル2023.5.8～」に基づいて実施します。

感染状況が落ち着いている時は、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となります。今後も、適切な換気、手洗い等の手指衛生や咳エチケットに留意して学校生活を過ごしましょう。

なお、感染流行時には一時的に活動場面に応じた対策を講じます。

I 感染状況が落ち着いている時の感染防止対策

- (1) 必要に応じて使用できるように、ハンカチ・ティッシュ・マスクを携帯する
- (2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校せず受診する
- (3) 換気 対角に10cm程度常時窓を開ける、休憩時間に窓を開ける等を行う
- (4) 手洗い等の手指衛生

ウイルスが付着したものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあるため、手指で目、鼻、口ができるだけ触らないようにする。

登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗う
手洗いは30秒程度かけて、流水と石けんで丁寧に手洗いする。

手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしない。

- (5) 咳エチケット
- 咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。
- (6) マスク

同居家族が感染している、感染対策せずに感染者と飲食等の機会があった、受診する等の際は、マスクを着用する。

- (7) 清掃
 - 通常の清掃活動の範囲で清掃する。特別な消毒作業は必要ないが、その都度手洗いする。
 - (8) 抵抗力を高めること
- 「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛ける。
ワクチン接種も新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防等の効果が期待されている。

2 感染流行時の一時的な感染防止対策

- (1) マスク着用の推奨
- (2) 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える

(3) 触れ合わない程度の身体的距離を確保する

3 各場面での対応

(1) 同居家族が陽性の場合等

濃厚接触者の活動制限はないが、マスク着用等、感染防止対策に留意する。

(2) 発熱等の症状が現れた場合

学校内では保健室、自宅や在寮時は保護者から連絡（教務係 0897-77-4620、寮 0897-77-4622）の上、医療機関で診察を受けること。

(3) 感染が確認された場合

出席停止となるので、保護者から教務係に連絡の上、医師の指示に従って自宅で療養すること。

4 出席停止について

出席停止の期間の基準は「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」。

登校後に、診断書または学校様式の傷病証明書を教務係に提出して出席停止手続きをする。

感染者でない場合や、帰省先からの移動日等は出席停止の措置はない。

基本的に寮生は帰省し療養する。

新型コロナウイルス感染症（以下、コロナとする）の出席停止について

場合	出席停止	備考
発熱等の症状あり	コロナと診断された	あり 市販抗原検査で陽性も含む
	コロナと診断されなかった	なし 注1
	受診や検査をしなかった	なし
同居家族に発熱等の症状あり	なし	注2
同居家族がコロナに感染した	なし	注2
感染対策せずに感染者と飲食等した	なし	注2
出席停止期間終了後、帰省先からの移動日	なし	期間終了日の夕方以降に帰寮可
コロナワクチン接種日	なし	
コロナワクチン接種後の副反応	なし	注1
コロナ後遺症	なし	注1

注1 医師の指示に従っての療養を推奨するが出席停止ではない

注2 マスク着用等、感染防止対策に留意する

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）

https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf